

さいたま市告示第 1 1 4 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条で準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、公示送達する。

なお、送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときは、所管の区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報
福長介第 1 3 3 0 号
- 2 送達を受ける者の氏名・名称
別紙のとおり

公示送達者名簿

緑区役所所管

番号	氏 名
1	岡村 美良

福祉局 長寿応援部 介護保険課

告示期間の期限日 令和8年7月17日 まで